

監査報告第5号  
令和2年（2020年）1月28日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥  
同 窪 田 もとむ  
同 三 上 洋 右  
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査等（事務監査）

危機管理対策室 危機管理対策部  
財政局 税政部 南部市税事務所  
西部市税事務所  
管財部  
経済観光局 産業振興部  
雇用推進部  
環境局 環境都市推進部  
都市局 建築指導部  
教育委員会 学校教育部  
市立学校

2 定期監査等（工事監査）

下水道河川局 事業推進部  
(河川担当部以外)  
都市局 市街地整備部  
白石区 土木部  
厚別区 土木部

3 出資団体等監査

公益財団法人札幌国際プラザ  
一般財団法人札幌市体育協会  
一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団  
一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
株式会社札幌花き地方卸売市場  
一般財団法人札幌産業流通振興協会  
健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム  
Fu's コンソーシアム札幌  
社会福祉法人札幌親会  
社会福祉法人はるにれの里  
SORA-SCC共同事業体  
社会福祉法人札幌恵友会  
社会福祉法人札幌みどり福祉会

# 出資団体等監査

# 令和元年度出資団体等監査報告書

## 監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
公益財団法人札幌国際プラザ		○	○	○
一般財団法人札幌市体育協会		○		○
一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団		○	○	○
一般財団法人さっぽろ産業振興財団		○	○	○
株式会社札幌花き地方卸売市場		○		
一般財団法人札幌産業流通振興協会		○		
健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム			○	
Fu'sコンソーシアム札幌			○	
社会福祉法人札幌親会			○	○
社会福祉法人はるにれの里			○	○
SORA-SCC共同事業体			○	
社会福祉法人札幌恵友会				○
社会福祉法人札幌みどり福祉会				○

## 監査の範囲

主として平成30年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

## 監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

## 監査の期間

令和元年9月3日から同年12月16日まで

## 監査の結果

おおむね良好と認められたが、以下のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

## 1 出資団体監査

### (1) 出納の根拠となるべき文書を管理するとともに、出納その他の事務を適切に行うべきもの

【一般財団法人札幌市体育協会】

平成30年度の出納に係る関係書類を確認したところ、以下のとおり、契約条件を記載している契約書等を紛失している事例が散見された。

これらの出納に当たっては、契約相手が作成した明細書又は請求書を根拠として出納を行っていたが、明細書又は請求書の根拠となるべき契約書等を紛失しているため、これらの正当性が確認できない状況であった。

契約書等を紛失しないよう確実に保管するとともに、出納の都度確認し、不正な収入又は支出がないよう留意されたい。

#### ア 収入の根拠が不明なもの

自動販売機販売手数料収入に当たり、設置事業者が作成した支払明細書を収入の根拠としているが、設置事業者と取り交わした自動販売機設置に関する契約書を紛失しており、支払明細書で通知された手数料が、法人と設置事業者が定めたとおりの額になっているかを確認していなかった。

#### イ 委託料、賃借料の支払根拠が不明なもの

システム保守契約、複合機等の賃貸借契約について、契約相手が作成した請求書に基づき保守契約委託料等を支出しているが、契約条件を記載した契約書を紛失しており、請求額の正当性を確認できないものが散見された。

### (2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適切に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団】

産業廃棄物処理の外部委託に当たって、以下のとおり、不適切な事例がみられた。

産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。今後は、産業廃棄物処理の委託に関する一連の事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

ア 産業廃棄物処理の委託において、収集運搬については、各施設において収集運搬業者に引き渡す産業廃棄物の種類・数量、当法人が収集運搬業者に支払う料金などを明らかにした手続が執られているが、処分については、各施設において処分業者に引き渡す産業廃棄物の種類・数量、当法人が処分業者に支払う料金などを明らかにした手続が執られないまま、処分が行

われていた事例が多数みられた。

イ 産業廃棄物処分に係る契約書の中に、処分単価が記載されている「別紙料金表」が添付されていないものがみられた。

ウ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しについて、法令により排出者が保管すべき種類及び保管期限等が定められているにもかかわらず、一部について保管されていない事例が散見された。

### **(3) 契約相手の選考に当たり、暴力団関係事業者を排除するために有効な措置を講じるべきもの**

**【一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団】**

当法人が指定管理を行っている公の施設に設置する自動販売機の設置事業者を選考するに当たってはプロポーザル（企画提案）方式によることとし、市内に事業所を持つ事業者等に参加を募り、参加申込書の提出があった事業者からの提案内容を比較して、契約相手を選考している。

参加申込書には、暴力団関係者ではないことなどを誓約する誓約書を添付させている。この誓約書は、本契約が市民が利用する公の施設の管理運営に係るものであることに鑑み、また、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」第6条に定める、事業者の役割の一環として徴しているものと認められる。

しかし、提出された誓約書には、担当者の記名しかないもの、法人名称のみ記載しているものなど、誓約書として事業者の意思が確認できない不完全なものがあつた。

誓約書は、代表者印による誓約書を提出させるなど、有効な措置を講じられたい。

### **(4) 再委託する業務の範囲等を明確にすべきもの**

**【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】**

当法人が札幌市から受託したスマート除排雪実証事業に係る調整・検討業務（以下「本件受託業務」という。）については、業務全般に係る補助を目的とする再委託が行われていた。当法人主催の会議により、札幌市や再委託の相手方との間で本件受託業務に係る調整や進捗管理などを行ったことは認められるものの、再委託に係る契約書（仕様書）には、業務についてそれぞれの程度の補助を行うのかは明確にはされていなかった。

札幌市では「札幌市ICT活用戦略」を策定し、これに基づく取組の一つとして、札幌市ICT活用プラットフォーム関連事業を推進しており、本件受託業務は、プラットフォームの活用に関わる実証事業である。当法人は市からの補助金を受け、プラットフォームの維持運営を担っており、また、当法人に

配置するコーディネーターは、プラットフォームへのデータ提供者とデータ活用者のマッチングの促進を行っている。

再委託先が行うべき補助業務の範囲が契約上明確でなければ、本件受託業務そのものに履行遅延や役務遂行に係る損害賠償事由が生じた場合、その責任が当法人と再委託先のどちらに所在するのかを断定することは難しく、当法人が過大な違約金等の負担をせざるを得ない事態も想定される。

また、一般財団法人さっぽろ産業振興財団契約事務取扱要綱第25条第2項第4号においては、契約書等には原則として、「不履行の場合の責任の範囲」を記載することとされているが、業務の範囲が明確でなければ、責任の範囲を正確に記載することはできない。

以上のことから、受託した業務を再委託する場合は、再委託する業務に係る範囲や責任の所在が明確となるように契約を行われたい。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 宿泊施設の使用承認等に関する業務を適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌国際プラザ】

当法人は、札幌留学生交流センター（以下「センター」という。）の指定管理者であるが、センターを所管する総務局国際部の承認を受けたうえで、国立大学法人北海道大学（以下「北大」という。）との間に、「札幌留学生交流センター宿泊室の使用に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結し、これに基づき、宿泊室全100室のうち50室を、留学生等ではなく北大に対して一括して使用承認を行い、北大から宿泊室50室分の利用料金を一括して受領している。

北大は、当該使用承認を受けた50室に宿泊する留学生等を独自の入居許可手続により選考し、札幌留学生交流センター条例（以下「条例」という。）に定める使用料の額を超える料金を留学生等から徴収しており、また、入居期間等一部独自の使用条件を付して利用させている。

この使用承認や利用は、当法人と北大が使用承認を受けた宿泊室を利用する留学生等との間の関係が明確ではなく、また、宿泊室の転貸等を禁止している条例の規定上疑義があるところであるが、結果として、北大が使用承認を受けた宿泊室を利用する留学生等は、条例に定める使用料の額を超える料金を負担しており、他の50室の宿泊室利用者との間において、料金を含めた使用条件が異なる状況が生じている。

センターは、留学生等に良質な宿泊施設を提供すること等を目的として、使用料等を条例で定めた公の施設であり、宿泊室を実際に利用する留学生等はいずれもセンターの目的を達成するための事業の利用者であるから、センターの宿泊室等を利用する留学生等が負担する料金は、条例に基づく額であるべきであり、また、宿泊室の使用条件は、合理的な取扱いの差異は別とし

て、平等な取扱いとなるべきと考える。

このような観点から、北大に対し使用承認した宿泊室を利用する留学生等であっても、条例で定める使用料の額を超えて料金を負担することのないよう、必要な措置を講じられたい。

また、その他の使用条件についても、センターの利用者間で不公平な取扱いが生じないように運営を行うとともに、センターの宿泊室の半数を北大が継続的に使用することにより、他大学の留学生等の宿泊室利用が不当に制限を受けることがないように、留意されたい。

**(2) 法人に対する宿泊室の使用承認の根拠や市又は指定管理者と利用者との関係を条例上明確にするべきもの（意見）**

【公益財団法人札幌国際プラザ】

札幌留学生交流センター条例は、公の施設である札幌留学生交流センターの設置及びその管理に関する事項を定めた条例である。

この条例は、第3条において、宿泊室を使用することができる者を定め、第4条において、宿泊室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならないと定めている。

そして、第7条において、使用者は、その全部又は一部の転貸等をしてはならないと定めており、このほか、他の条項においては、使用の不承認、入場の制限や退場、賠償の要件等を定めている。

これら条例の規定等からは、宿泊室は、その使用を個人に対して承認することを想定しており、法人に対して承認することは、条例上定めがないと解される。

第1条にいう、留学生等に良質な宿泊施設を提供するとともに、市民と留学生等との交流の場を設けることにより、市民及び留学生等の相互理解並びに親善を深め、もって本市の国際化に資するため、という施設の設置目的に照らし、法人に対して宿泊室を使用承認することが必要であるならば、条例等を改正し、法人への使用承認の根拠や市又は指定管理者と法人に対し使用承認した宿泊室の利用者との関係を明確にするよう、条例等を所管する市に対し働きかけることが適当であると考えられる。

**(3) 専用使用に係る利用料金を適正に算定すべきもの**

【一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団】

札幌市体育施設条例においては、体育施設を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で、市長の承認を得て定めることとなっている。

月寒体育館の利用料金は、条例と同額を申請し承認を得ている。承認内容には、供用時間外に専用使用する場合、供用時間内の利用料金を2割増した

額を加算することとしているが、当該加算をせず、徴収すべき利用料金が過少となっている事例がみられた。特に、多目的室に係る供用時間外の専用使用に関しては、利用料金算定の際に活用している料金表に当該加算の記載がないことから、加算の必要がないと誤認していたものであり、長期間にわたり当該加算を行っていなかったと推察されるため、承認内容に従い、正しく利用料金を算定するよう努められたい。

**(4) 運行管理する車両について、法令に従い定期点検を行うべきもの**

**【Fu'sコンソーシアム札幌】**

藤野野外スポーツ交流施設にて運行管理している送迎バスの1台について、法令に定める3月ごとの定期点検を行っていない期間があった。

定期点検を実施すべき時期が繁忙期であったため、定期点検を行えなかったとのことであるが、法令に定める定期点検を行わないことで、整備不良が原因となる事故を引き起こす可能性が高まり、利用者の安全を脅かしかねないことから、法令に定められた期間ごとに定期点検を行い、車両の安全な運行管理に努められたい。

**(5) 指定管理に係る協定で定められた雇用条件を確保すべきもの**

**【社会福祉法人札幌親会】**

協定では、当法人が札幌市社会自立センターの業務を行うために必要な従事者に支払う賃金の最低額は、時給900円相当額とすると規定しているところであるが、一部の従事者においてこれを下回る条件で雇用されていた。

協定の規定に基づき、適正な雇用条件を確保されたい。

**(6) 利用料金を適切に定めて収受すべきもの**

**【SORA-SCC共同事業体】**

札幌コンベンションセンター（以下「センター」という。）の使用料は、「札幌コンベンションセンター条例」、「札幌コンベンションセンター条例施行規則」及び「札幌コンベンションセンター条例等事務取扱要領」で定められており、センターを指定管理者が管理する場合、指定管理者が収受する利用料金の額は条例等で定められた使用料の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めることとされている。

また、「札幌コンベンションセンターの管理に関する協定書」では、使用の単位を変更し、又は新たな単位を設定する場合はあらかじめ市長の承認を得て定めることとなっている。

利用料金の設定について、以下のとおり、長期間にわたって不適切な状態となっていた。



ア 備付物件の利用料金において、市長に承認された金額を上回る額で設定していたもの

イ 備付物件の使用単位において、市長に承認された使用単位と異なる単位を設定していたもの

このような誤りが生じたのは、利用料金の申請が「条例別表に規定する使用料と同額」としてなされ、物件ごとの料金や使用単位が不明確だったことに起因していると思われる。

利用料金及び使用単位の申請に当たっては、物件ごとの料金一覧表を添付するなど、申請内容を明確にしたうえで、承認内容に沿った適切な額を収受されたい。

### (7) 要求水準を満たす警備及び清掃を実施すべきもの

【SORA-SCC共同事業体】

当団体が行うセンターの警備にあつては、巡回回数及び巡回経路について、仕様書の要求水準を満たす警備計画書が組織内で共有されていない状況にあった。

また、清掃にあつては、一部について実施状況を明確に確認できない状態であった。

今後は要求水準を満たす作業等を実施するとともに、確認体制を整えられたい。

## 3 財政援助団体監査

### (1) 納品検査・完了検査を適正に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】

ア イベント開催告知用のチラシ制作及び配布業務において、受託者に対し、期日までにチラシの制作を行い、札幌商工会議所に納品し、札商ビジネスメール便により会員企業へ配布すること等を委託している。

会員企業へ配布するためには、事前の期日までに札幌商工会議所にチラシが納品されていなければならないが、札幌商工会議所への期日までの納品について受託者に任せており、当法人職員による納品確認が行われていなかった。

業務委託の目的を達成するためには、その履行期間の途中の期日までに一定の履行を終えていなければならない場合、委託の目的である業務の遅延や不履行を未然に防ぐためにも、途中の期日においても検査を行い、履行状況を把握するよう事務を見直されたい。

イ 当法人が行う契約の履行確認について、一般財団法人さっぽろ産業振興財団契約事務取扱要綱第38条の第3項において納品書や完了届又は実施

報告書を受けたときは、その内容を審査のうえ速やかに課長まで報告すると定められている。

しかしながら、イベント開催告知用のチラシ制作及び配布業務において、納品書の日付が契約履行期限を過ぎているにもかかわらず検査合格となっていた。

提出された書類の審査を適正に行われたい。

## (2) 補助金等の金額算定を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌親会】

日中一時支援事業の補助金及び利用料は、障害福祉サービス受給者証に記す障害支援区分に応じて1回当たりの金額が定められている。年度途中で支援区分が変更となった利用者について、誤った区分で補助金の算定及び利用料の徴収を行っている事例がみられた。

補助金等の算定に当たっては、その金額に誤りがないよう、適正に行われたい。

## (3) 利用料の徴収を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌恵友会】

軽費老人ホームの利用料等に係る取扱いは、「札幌市軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針」(以下「指針」という。)によることとされており、その中で利用者本人からの徴収額が収入による階層区分ごとに定められている。

しかしながら、一部の利用者からの利用料について指針とは異なる額により徴収(指針より過少に徴収)を行っている事例がみられた。

利用料の徴収においては、定められた指針に基づき正しい利用料金を徴収するよう努められたい。

## (4) 補助金に係る事業実績報告を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌恵友会】

札幌市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱において、補助金の額は、事務費基準額から事務費本人徴収額(上記(3)の利用者本人からの徴収額)を控除して得た額とされている。また、補助金の交付は、交付決定を受けた社会福祉法人等からの請求に基づき、通常、概算払いにより行われ、補助対象事業が終了したときに補助金交付を受けた社会福祉法人等から札幌市に提出される事業実績報告に基づき、市長が補助金を確定することとされている。

しかしながら、事業実績報告において、一部の利用者に係る本人からの徴収額の階層区分を誤り、事務費本人徴収額の年間合計金額を過大に算定した

ため、補助金が本来交付される額よりも過少に確定されていた。

本件において、過大な補助金交付はなかったものの、補助金に係る事業実績報告は、交付要綱に基づき正しく行われたい。

**(5) 補助金の申請事務を正確に行うべきもの**

**【社会福祉法人札幌みどり福祉会】**

保育所に係る時間外保育促進事業費等補助金については、児童の延長保育の利用時間等に応じて補助金が算定されることとなっている。補助金の実施要綱では、15分以上利用していることを要件としているが、一部の保育所において、15分未満の利用者も含めて補助金を申請している事例が散見された。

補助金の交付申請に当たっては、補助対象となる要件を十分に理解し、申請件数に誤りがないよう、正確な申請に努められたい。

## 参 考

### 監査対象団体の概要

#### 1 出資団体監査

##### (1) 公益財団法人札幌国際プラザ（所管：総務局国際部）

この法人は、国際都市札幌の実現を目ざし、札幌の有する歴史、文化、風土その他の地域特性を生かした多様な交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展と世界の平和に寄与することを目的として、平成3年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額5億2,095万円のうち4億円（出資比率76.7%）を出資している。

また、札幌市は平成30年度に、公の施設である札幌留学生交流センターの管理運営に要する経費として、1,192万円を支出するとともに、この法人の事業に係る経費に対し、2億9,033万円の補助金を交付している。

平成30年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A	377,458
	(うち札幌市からの補助金)	(290,336)
	(うち札幌市からの委託料)	(1,116)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(11,929)
	(うち公の施設の利用料金)	(43,957)
	経常費用 B	379,257
	経常増減額 C=A-B	△ 1,799
	経常外増減額 D	0
	法人税等 E	70
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 1,869
	一般正味財産期首残高 G	1,036,378
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,034,509
	当期指定正味財産増減額 I	23
指定正味財産期首残高 J	520,934	
指定正味財産期末残高 K=I+J	520,957	
正味財産期末残高 L=H+K	1,555,467	
財政状態 (平成31年3月31日現在)	流動資産 M	99,476
	固定資産 N	1,543,864
	資産合計 O=M+N	1,643,340
	流動負債 P	75,360
	固定負債 Q	12,512
	負債合計 R=P+Q	87,873
	指定正味財産 S	520,957
	一般正味財産 T	1,034,509
	正味財産合計 U=S+T	1,555,467
負債及び正味財産合計 V=R+U	1,643,340	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

(2) 一般財団法人札幌市体育協会（所管：スポーツ局スポーツ部）

この法人は、札幌市におけるスポーツ団体を総括し、スポーツの普及振興を図るために必要な事業を行い、もって市民の心身の健全な発達と北海道におけるスポーツの振興に寄与することを目的として、昭和54年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額9,341万円のうち6,000万円（出資割合64.2%）を出資している。

また、札幌市は平成30年度に、この法人が行うスポーツ振興事業に係る経費に対し、4,093万円の補助金を交付している。

平成30年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの補助金)	50,287 (40,931)
	経常費用 B	47,738
	経常増減額 C=A-B	2,548
	経常外増減額 D	0
	法人税等 E	0
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	2,548
	一般正味財産期首残高 G	△ 1,051
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,497
	当期指定正味財産増減額 I	△ 1,217
	指定正味財産期首残高 J	94,636
	指定正味財産期末残高 K=I+J	93,419
正味財産期末残高 L=H+K	94,916	
財政状態 (平成31年3月31日現在)	流動資産 M	6,738
	固定資産 N	93,584
	資産合計 O=M+N	100,323
	流動負債 P	5,407
	固定負債 Q	0
	負債合計 R=P+Q	5,407
	指定正味財産 S	93,419
	一般正味財産 T	1,497
	正味財産合計 U=S+T	94,916
負債及び正味財産合計 V=R+U	100,323	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

(3) 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団（所管：スポーツ局スポーツ部）

この法人は、札幌市におけるスポーツの普及振興及び健康づくり活動の支援のために必要な事業を行うとともに、札幌市の設置するスポーツ施設及び健康づくり施設の管理運営に関する事業を行い、もって北海道におけるスポーツの振興及び道民の健康増進に寄与することを目的として、昭和59年4月に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額2,000万円のうち500万円（出資比率25.0%）を出資している。

また、札幌市は、平成30年度においてこの法人の事業に係る経費に対し1,001万円の補助金を交付するとともに、公の施設である各区体育館やプールなどの体育施設、健康づくり施設及び国際交流館の管理運営に要する費用として総額20億5,791万円を支出している。

平成30年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経 常 収 益 A	4,237,526
	(うち札幌市からの補助金)	(10,019)
	(うち札幌市からの委託料)	(340,147)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(2,190,188)
	(うち公の施設の利用料金)	(889,601)
	経 常 費 用 B	4,195,775
	経 常 増 減 額 C=A-B	41,750
	経 常 外 増 減 額 D	△ 205
	法 人 税 等 E	19,887
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	21,658
	一般正味財産期首残高 G	1,440,655
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,462,313
	当期指定正味財産増減額 I	0
指定正味財産期首残高 J	20,000	
指定正味財産期末残高 K=I+J	20,000	
正味財産期末残高 L=H+K	1,482,313	
財政状態 (平成31年3月31日現在)	流 動 資 産 M	1,625,431
	固 定 資 産 N	1,369,285
	資 産 合 計 O=M+N	2,994,717
	流 動 負 債 P	872,812
	固 定 負 債 Q	639,591
	負 債 合 計 R=P+Q	1,512,403
	指 定 正 味 財 産 S	20,000
	一 般 正 味 財 産 T	1,462,313
正 味 財 産 合 計 U=S+T	1,482,313	
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 V=R+U	2,994,717	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

(注) 「うち札幌市からの公の施設の指定管理費」「うち公の施設の利用料金」については、本件法人が構成団体となっているコンソーシアムによる指定管理分も含まれる。



(4) 一般財団法人さっぽろ産業振興財団（所管：経済観光局産業振興部）

この法人は、昭和61年に財団法人札幌エレクトロニクスセンターとして設立されたものであるが、札幌市における新たな産業の創出と産業全体の活性化を図り、もって経済の発展に寄与するため、平成14年4月1日、寄附行為の変更により改組し、名称等の変更が行われたものである。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額3,000万円のうち1,500万円（出資比率50.0%）を出資している。

また、札幌市は、平成30年度に、財団の運営等に係る経費に対し、総額4億1,899万円の補助金を交付するとともに、公の施設である札幌市エレクトロニクスセンター及び札幌市産業振興センターの管理運営に要する経費として、総額1億1,177万円を支出している。

平成30年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経 常 収 益 A	798,559
	(うち札幌市からの補助金)	(418,995)
	(うち札幌市からの委託料)	(52,110)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(111,775)
	(うち公の施設の利用料金)	(98,993)
	経 常 費 用 B	802,928
	経 常 増 減 額 C=A-B	△ 4,369
	経 常 外 増 減 額 D	△ 219
	法 人 税 等 E	671
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 5,261
	一般正味財産期首残高 G	184,249
	一般正味財産期末残高 H=F+G	178,988
	当期指定正味財産増減額 I	51,920
指定正味財産期首残高 J	223,427	
指定正味財産期末残高 K=I+J	275,348	
正味財産期末残高 L=H+K	454,336	
財政状態 (平成31年3月31日現在)	流 動 資 産 M	262,840
	固 定 資 産 N	349,643
	資 産 合 計 O=M+N	612,483
	流 動 負 債 P	142,573
	固 定 負 債 Q	15,573
	負 債 合 計 R=P+Q	158,147
	指 定 正 味 財 産 S	275,348
	一 般 正 味 財 産 T	178,988
	正 味 財 産 合 計 U=S+T	454,336
	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 V=R+U	612,483

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

(5) 株式会社札幌花き地方卸売市場（所管：経済観光局国際経済戦略室）

この法人は、札幌市とその周辺地域の消費者に、新鮮かつ豊富な花き園芸品を安定した価格により供給する拠点市場として、昭和55年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、資本金総額4億7,000万円のうち2億3,600万円（出資比率50.2%）を出資している。

第1表 第40期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	124,862
	経 常 費 用 B	114,932
	経 常 損 益 C=A-B	9,929
	特 別 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	3,636
	法 人 税 等 調 整 額 F	0
	当 期 損 益 G=C+D-E-F	6,293
	前 期 繰 越 利 益 H	81,854
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	88,148
財 政 状 態 (平成31年3月31日現在)	流 動 資 産 J	230,807
	固 定 資 産 K	468,761
	資 産 合 計 L=J+K	699,569
	流 動 負 債 M	57,123
	固 定 負 債 N	44,296
	負 債 合 計 O=M+N	101,420
	資 本 金 P	470,000
	資 本 剰 余 金 Q	0
	利 益 剰 余 金 R	128,148
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	598,148
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	699,569	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。

なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成31年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	204,000	50.2
札幌花き園芸株式会社	164,600	40.5
北海道植物株式会社	19,000	4.7
株式会社北海道銀行	16,000	3.9
はまなす花き株式会社	2,400	0.6
合 計	406,000	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(6) 一般財団法人札幌産業流通振興協会（所管：経済観光局国際経済戦略室）

この法人は、道内外の工業製品等の展示紹介等を通じて、北海道産業の高度化と経済取引の円滑化及び流通機能の拡充強化を図り、経済の健全な発展に寄与することを目的として、昭和57年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、出資金総額5,000万円のうち3,000万円（出資比率60.0%）を出資している。

平成30年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経 常 収 益 A	272,709
	経 常 費 用 B	244,885
	経 常 増 減 額 C=A-B	27,824
	経 常 外 増 減 額 D	0
	法 人 税 等 E	0
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	27,824
	一般正味財産期首残高 G	1,354,499
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,382,323
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	50,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	50,000
正味財産期末残高 L=H+K	1,432,323	
財政状態 (平成31年3月31日現在)	流 動 資 産 M	99,467
	固 定 資 産 N	1,441,696
	資 産 合 計 O=M+N	1,541,163
	流 動 負 債 P	62,242
	固 定 負 債 Q	46,598
	負 債 合 計 R=P+Q	108,840
	指 定 正 味 財 産 S	50,000
	一 般 正 味 財 産 T	1,382,323
	正 味 財 産 合 計 U=S+T	1,432,323
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 V=R+U	1,541,163	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 公益財団法人札幌国際プラザ

法人の概要については、1(1)参照

#### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌留学生交流センター	11,929,000	43,957,666	総務局国際部
合計	11,929,000	43,957,666	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

### (2) 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団

法人の概要については、1(3)参照

#### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
区体育館、カーリング場、スポーツ交流施設(つどーむ)等25施設	1,852,224,027	740,001,915	スポーツ局 スポーツ部
国際交流館	103,830,000	13,793,920	総務局国際部
中央健康づくりセンター等3施設	101,860,000	73,682,190	保健福祉局 保健所
合計	2,057,914,027	827,478,025	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

### (3) 一般財団法人さっぽろ産業振興財団

法人の概要については、1(4)参照

#### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市エレクトロニクスセンター	62,222,000	8,016,680	経済観光局 国際経済戦略室
札幌市産業振興センター	49,553,380	91,425,062	経済観光局 産業振興部
合計	111,775,380	99,441,742	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

#### (4) 健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム

この団体は、札幌市屋外競技場グループの指定管理者となることを目的として、協定により平成25年に設立されたものである。

札幌市は、平成30年度に、円山総合運動場、札幌市麻生球場、厚別公園、札幌市平岸庭球場の管理に要する経費として2億6,932万円を支出している。

#### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市屋外競技場グループ (円山総合運動場、札幌市麻生球場、厚別公園、札幌市平岸庭球場)	269,326,502	65,895,574	スポーツ局 スポーツ部
合計	269,326,502	65,895,574	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

#### (5) Fu'sコンソーシアム札幌

この団体は、札幌市藤野野外スポーツ交流施設の指定管理者となることを目的として、協定により平成23年に設立されたものである。

札幌市は、平成30年度に、札幌市藤野野外スポーツ交流施設の管理に要する経費として1億1,790万円を支出している。

#### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市藤野野外スポーツ交流施設	117,909,000	72,038,350	スポーツ局 スポーツ部
合計	117,909,000	72,038,350	

(注) 指定管理期間は平成28年度から令和元年度までである。

## (6) 社会福祉法人札幌親会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市社会自立センターの運営管理を行わせているほか、平成30年度において、この法人が行う社会福祉事業に係る経費に対し、132万円の補助金を交付している。

### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市社会自立センター	—	59,719,530	保健福祉局 障がい保健福祉部
合計	—	59,719,530	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

## (7) 社会福祉法人はるにれの里

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和61年に設立され、札幌市内及び札幌市近郊で自閉症等の発達障がい者の地域生活移行などを目的とした各種施設の設置運営を行っている。

札幌市は、平成17年度から公の施設である札幌市自閉症自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センターの管理運営を当法人に行わせており、平成30年度、その管理運営に要する費用として5,005万円を支出するとともに、障がい者支援事業等に係る費用に対し総額1,021万円の補助金を交付している。

### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市自閉症者自立支援センター 札幌市自閉症・発達障害支援センター	50,052,000	288,284,349	保健福祉局 障がい保健福祉部
合計	50,052,000	288,284,349	

(注) 指定管理期間は平成29年度から令和2年度までである。

### (8) SORA-SCC共同事業体

この共同事業体は、札幌コンベンションセンターの指定管理者となることを目的として、平成21年に設立されたものであり、札幌市は、平成22年度からこの共同事業体に公の施設である札幌コンベンションセンターの維持管理を行わせている。

なお、管理業務協定書に基づき、札幌市は、その維持管理に要する費用を負担せず、その利用料金からの納付金及び修繕費等の負担として各年度1億2,000万円相当の利益還元を受けている。

#### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	利用料金収入額	市に対する還元額	所管部局
札幌コンベンションセンター	492,657,177	108,766,236	経済観光局 観光・MICE 推進部
合計	492,657,177	108,766,236	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

### 3 財政援助団体監査

#### (1) 公益財団法人札幌国際プラザ

法人の概要については、1(1)参照

#### 補助金の内容

(単位 円)

区分	補助金額	所管部局
札幌国際プラザ管理運営費補助	140,247,727	総務局 国際部
多文化共生推進事業補助	4,850,215	
市立高校生ポータル交流事業補助	300,000	
コンベンションビューロー運営費補助	71,290,907	経済観光局 観光・MICE 推進部
コンベンション誘致促進助成金補助	31,550,000	
インセンティブツアー誘致促進サポート補助	3,261,766	
コンベンションシャトルバス助成金補助	1,511,000	
東京都とのMICE連携事業補助	5,134,739	
さっぽろグローバルスポーツコミッション運営費補助	32,190,492	スポーツ局 招致推進部
合計	290,336,846	



(2) 一般財団法人札幌市体育協会

法人の概要については、1(2)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
第59回札幌市民体育大会事業補助	8,423,000	スポーツ局 スポーツ部
さっぽろアスリートサポート事業補助	6,787,986	
一般財団法人札幌市体育協会及び加盟競技団体事業補助	14,032,000	
札幌市スポーツ少年団運営事業補助	595,000	
一般財団法人札幌市体育協会管理費補助	11,094,000	
合 計	40,931,986	

(3) 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団

法人の概要については、1(3)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
第39回札幌国際スキーマラソン大会事業補助	7,790,000	スポーツ局 スポーツ部
第43回札幌マラソン事業補助	1,419,858	
第41回北海道を歩こう事業補助	810,000	
合 計	10,019,858	

(4) 一般財団法人さっぽろ産業振興財団

法人の概要については、1(4)参照

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
さっぽろ産業振興財団運営費補助		41,728,199	経済観光局 産業振興部
中小企業ネットワーク構築・推進事業		31,176,577	
中小企業経営セミナー等事業		9,485,000	
起業志望者向け講座事業		1,810,814	
ベンチャー育成事業		7,938,790	
デザイン活用型製品開発支援事業		5,228,017	
小規模企業向け製品開発等支援事業		16,744,475	
フィルムコミッション事業		19,275,952	経済観光局 国際経済戦略室
IT×バイオ連携推進事業		4,906,157	
IT利活用ビジネス拡大事業		32,310,677	
IoT推進コンソーシアム事業		34,644,944	
映像産業振興事業		27,942,092	
映像制作補助事業		45,256,278	
映像コンテンツ販路拡大事業		9,543,697	
コンテンツ産業振興事業		28,503,235	
コンテンツ人材育成事業		14,069,755	
輸出仕様食品製造支援事業		13,790,459	
6次産業活性化推進事業		33,268,201	
食品海外販路拡大支援事業		19,016,285	
ICT活用プラットフォーム関連事業		22,356,265	まちづくり政策局 政策企画部
合	計	418,995,869	

(5) 社会福祉法人札幌親会

法人の概要については、2(6)参照

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
札幌市日中一時支援事業運営費補助		1,326,863	保健福祉局 障がい保健福祉部
合	計	1,326,863	

(6) 社会福祉法人はるにれの里

法人の概要については、2(7)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌市地域活動支援センター（相談支援併設型）運営費補助	9,644,000	保健福祉局
札幌市日中一時支援事業運営費補助	572,199	障がい保健福祉部
合 計	10,216,199	

(7) 社会福祉法人札幌恵友会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和52年に設立されたものである。主な事業として第一種社会福祉事業（6事業）、第二種社会福祉事業（8事業）及び公益事業（4事業）の運営を行っている。

札幌市は、平成30年度に、この法人の事業に係る経費に対し、8,568万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
軽費老人ホーム事務費補助金	85,662,489	保健福祉局 高齢保健福祉部
結核健康診断事業補助金	22,802	保健福祉局 保健所
合 計	85,685,291	

(8) 社会福祉法人札幌みどり福祉会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和48年に設立されたものである。

札幌市は、平成30年度に、この法人の事業に係る経費に対し、8,717万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
私立認可保育所等に対する各種補助金	66,548,010	子ども未来局 子育て支援部
障がい児保育事業費補助金	9,172,500	
食物アレルギー児保育事業費補助金	532,000	
児童福祉施設等産休等代替職員雇用費補助金	1,372,140	
時間外保育促進事業補助金	8,579,860	
一時保育事業補助金	970,200	
合 計	87,174,710	